

最高裁秘書第3271号

令和3年1月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年11月30日付け（同年12月3日受付，第020715号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「各損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「出席停止処分取消等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 「開示禁止処分等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について

事案の概要

◇ 本件は、令和元年7月21日に施行された参議院議員通常選挙（本件選挙）について、公職選挙法上の参議院（選挙区選出）議員の定数配分規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙も無効であるとして、各選挙区の選挙人らが提起した選挙無効訴訟である。本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は3.00倍であった。

2つのグループにより全国の高裁本庁・支部に提起された合計16件が大法廷で審理されている。

◇ 参議院議員（選挙区選出）議員の選挙については長期間にわたり選挙区間の最大較差が5倍前後の状態が継続していた。平成24年及び平成26年の各大法廷判決は、平成22年及び平成25年の各選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったもの（違憲状態）と判断した。

その後、平成27年の公職選挙法の一部改正（平成27年改正法）により、いわゆる合区が導入された。平成29年の大法廷判決は、この改正により、数十年間5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差が約3倍まで縮小したこと、平成27年改正法の附則に次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨の規定が置かれたことなどを指摘した上で、平成28年選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえない（合憲状態）と判断した。

争点及び原判決

◇ 本件選挙は、平成30年の公職選挙法の一部改正（参議院議員の定数を増員し、選挙区選挙については埼玉県選挙区の定員を2人増員するもの）の後に初めて行われた通常選挙であり、同改正後の定数配分規定の憲法適合性が争われている。

◇ 原判決は、いずれも請求を棄却したが、16件のうち14件では、本件選挙について違憲状態にあったということはできない（合憲状態）との判断がされており、2件では、違憲状態にあったが、本件選挙までの期間内に是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえないとの判断がされている。

各損害賠償請求事件について

事案の概要

第1審原告らは、主に神奈川県内において建設作業に従事し、石綿（アスベスト）粉じんにはばく露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する者又はその承継人である。

本件は、第1審原告らが、国（第1審被告）に対し、国による石綿粉じん対策が不十分であったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めるとともに、複数の建材メーカーら（第1審被告）に対し、建材メーカーらが石綿含有建材から生ずる粉じんにはばく露すると石綿関連疾患に罹患する危険があること等を表示することなく石綿含有建材を製造販売したなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、第1審原告らの国に対する国家賠償請求について、一部の第1審原告らの請求を一部認容し、その余を棄却し、第1審原告らの建材メーカーらに対する不法行為に基づく損害賠償請求について、一部の第1審原告らの請求を一部認容し、その余を棄却した。
- ◇ 最高裁における主な争点は、国による石綿粉じん対策に係る規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法となるか否か、仮に違法となるとしてその範囲（違法となる期間、対象者）、建材メーカーらが不法行為責任を負うか否か、仮に負うとしてその責任の内容である。

出席停止処分取消等請求事件について

事案の概要

本件は、岩沼市議会の議員であった被上告人（第1審原告）が、市議会から科された23日間の出席停止の懲罰が違憲、違法であるとして、上告人岩沼市（第1審被告）を相手に、その取消しを求めるとともに、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき、議員報酬のうち上記懲罰による減額分の支払を求める事案である。

原判決及び争点

◇ 原判決は、普通地方公共団体の議会の議員に対する地方自治法135条1項3号所定の出席停止の懲罰の適否は、議員報酬の減額を伴う場合には司法審査の対象となり、本件訴えは適法であるとした。

上告人は、原審の判断は、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰は一律に司法審査の対象とならないとした最高裁昭和34年（才）第10号同35年10月19日大法廷判決・民集14巻12号2633頁に反する旨主張する。

※ 上記最高裁大法廷判決は、「司法裁判権が、憲法又は他の法律によってその権限に属するものとされているものの外、一切の法律上の争訟に及ぶことは、裁判所法3条の明定するところであるが、ここに一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争という意味ではない。一口に法律上の係争といっても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の特質上司法裁判権の対象の外におくを相当とするものがあるのである。けだし、自律的な法規範をもつ社会ないしは団体に在っては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを相当としないものがあるからである。本件における出席停止の如き懲罰はまさにそれに該当するものと解するを相当とする。」と判示している。

◇ 最高裁における争点は、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否が司法審査の対象となるか否かである。

開示禁止処分等請求事件について

事案の概要

公認会計士である被上告人ら（第1審原告）は、上告人（第1審被告）の設置する品質管理委員会に対し、上場会社監査事務所名簿への登録を申請したところ、上記品質管理委員会から、上記登録を認めない旨の決定（本件決定）を受けた。

本件は、被上告人らが、本件決定が上告人のウェブサイトで開示されると被上告人らの名誉又は信用が毀損されるなどと主張して、上告人に対し、人格権に基づき、上記の開示の差止め等を求める事案である。

〔上場会社監査事務所登録制度〕

上告人（日本公認会計士協会）は、その会則等において、上場会社監査事務所登録制度を設け、新たに上場会社と監査契約を締結した公認会計士等は、上告人の設置する品質管理委員会に対して上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければならないこととしている。上記登録を認めない旨の決定がされた場合、その旨が上告人のウェブサイトで開示される。

原判決と争点

- ◇ 原判決は、本件決定はその前提となる事実を欠くものであって、本件決定が開示されると被上告人らの名誉又は信用が毀損されるとして、被上告人らの上記差止請求を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、本件決定がその前提となる事実を欠くものであるか否かである。本件決定は、被上告人らが実施した監査において、被上告人らにつき品質管理の基準が求める品質管理の手続を実施していない事実があることを前提としてされたものであるところ、上記事実があるといえるか否かが問題となっている。